

2019年12月12日 全6頁

COP25 で議論される市場メカニズムとは

国内企業の ESG 情報開示に影響する可能性あり

政策調査部 兼 SDGs コンサルティング室
研究員 田中大介

[要約]

- パリ協定の実施指針について、その詳細が COP25 で議論されている。中でも、日本にとって重要な論点は市場メカニズムであり、これに日本は注力してきた。市場メカニズムの議論は、企業や投資家にも直接関係してくる公算が大きい。
- 議論の結果次第ではあるが、国内外を問わず、温室効果ガスの排出権取引が活発化する可能性がある。将来的には、自社の ESG 情報として他国での温室効果ガス削減量を計上・開示できるようになることも考えられるため、動向に留意したい。

はじめに

12月2日から13日まで、スペインのマドリードで COP25¹ (国連気候変動枠組条約締約国会議) が開催されている。パリ協定実施の詳細を決める、いわば最終打ち合わせだ。昨年の COP24 でパリ協定の実施指針は概ね合意されているが、市場メカニズムについては各国の意見がまとまっていない。市場メカニズムは、数年前から日本が注力してきた分野であり、各国の温室効果ガスの排出削減量を算定する上でも重要な論点である。本稿では、COP25 で議論されている市場メカニズムを概説し、国内企業へどのような影響が生じ得るのかを考察する。

1. パリ協定とその枠組み

2015年12月に、COP21 で合意されたパリ協定は、1997年に合意された京都議定書の後継に当たる気候変動に関する国際的な枠組みであり、2020年以降の各国の温室効果ガスの排出削減目標やその妥当性の検証などが決められている。日本については、2030年までに▲26% (2013年比) と設定されており、先進国か途上国かを問わず、加盟国に排出削減努力を求めている。世界共通の目標としては、産業革命前から世界の平均気温上昇を2℃未満に抑えること (2℃目標)、努力目標として1.5℃未満 (1.5℃目標) を目指すとしている。

¹ COP25 とは、COP (国連気候変動枠組条約締約国会議) の第25回会議を意味する。

パリ協定が合意されて以降の COP では、協定の第 1 条から第 15 条に記載された実施指針について議論されてきた（図表 1）。先述した、温室効果ガスの削減などの「緩和」のみならず、気候変動の悪影響を回避・最小化する「適応」についても条文が定められている。

第 14 条には、グローバル・ストックテイクという仕組みが定められている。パリ協定の特徴は、先進国か途上国かを問わず、削減目標を設定することを目指したこともあり、その数値目標は自主的に決めるという点にある。自主的に定めた目標について 2023 年から 5 年に一度、世界全体の進捗や各国目標の妥当性を検証し、目標の引き上げを促す仕組みをグローバル・ストックテイクと呼ぶ。これにより、世界全体と各国の削減目標のバランスをとり、2℃目標や 1.5℃目標を目指す。

図表 1 パリ協定の条文（実施指針の該当部分）の構成

項目	概要
第1条 (定義)	条約、締約国会議、締約国の定義
第2条及び第3条 (目的等)	2℃目標、1.5℃目標（努力目標） 気候変動への適応能力・強靱性（食糧生産を脅かさない） 資金の流れの適合化
第4条 (緩和)	以下の目的のため、各国の排出削減目標やこれに向けて行うべき義務等 ・今世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出と吸収のバランスを達成する ・各国は世界の排出ピークを早期に抑えるような削減を行う
第5条 (吸収源)	温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の役割を果たす森林等を保全・強化する
第6条 (市場メカニズム等)	国際的な炭素クレジットの移転など
第7条 (適応)	以下の目的のため、途上国に配慮した目標・取り組み等 ・気候変動への適応に関する能力の向上 ・気候変動に対する強靱性の強化及びぜい弱性の減少
第8条 (損失・損害)	気候変動の悪影響に伴う損失・損害を回避及び最小限し、これらの危険性を減少させる上での持続可能な開発の役割を認識する
第9条 (資金支援)	先進国は緩和及び適応に関して、途上国に資金支援を行う
第10条及び第11条 (技術開発・移転)	緩和及び適応に関する技術開発及び技術移転を十分に実現することについての重要性に関する長期的な展望を共有する
第12条 (教育等)	気候変動に関する教育、訓練、啓発、公衆の参加及び情報の公開を強化する
第13条 (透明性)	効果的な実施のために、各国の状況に応じた柔軟性を反映させる
第14条 (グローバル・ストックテイク)	5年ごとに各国の削減目標等を見直す
第15条 (実施・遵守の促進)	専門委員会を設立し、毎年報告を行う

(注) 図表は、主にパリ協定の実実施指針に関連する条文を記載している。なお、第 16 条以降は運営規則等についての条文であり、実施指針には直接関連しないため、図表には未記載。

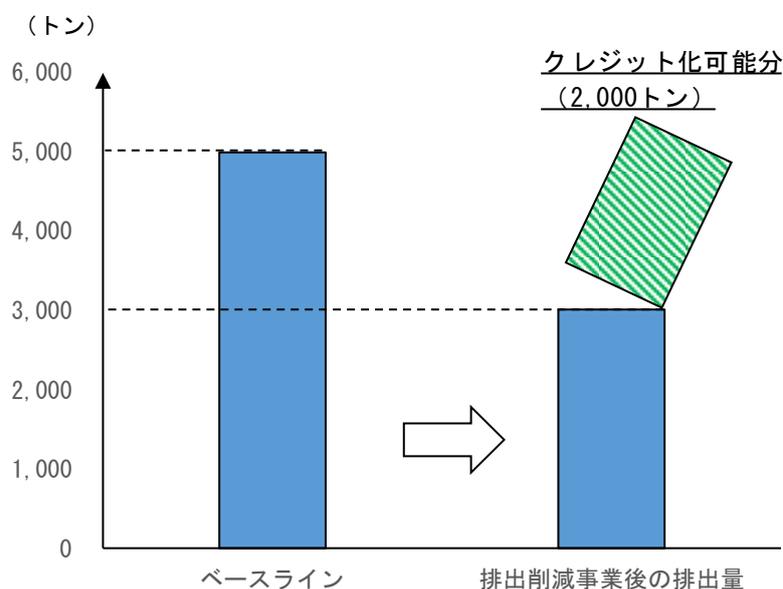
(出所) 外務省「条約 パリ協定」(2016 年 12 月 8 日)、公益財団法人地球環境戦略研究機関「国際交渉特集-パリ協定の解説-」(ウェブサイト) より大和総研作成

2. 市場メカニズムについて

前掲図表 1 で挙げた条文に関する実施指針は、昨年開催された COP24 で概ね合意されているが、第 6 条の市場メカニズムのみが各国の合意を得られず COP25 に持ち越された。パリ協定における市場メカニズムとは、温室効果ガスを排出する権利の取引を国内外で行うことを指す。いわゆる排出権取引（排出量取引）のことである。

京都議定書では、①キャップ&トレード方式と②ベースライン&クレジット方式の 2 種類の排出権取引制度が設けられていた。①は、ある国の排出枠の余剰分を、他国へ売却できる仕組みであり、京都議定書では先進国に排出枠（排出できる温室効果ガス排出量）が割り当てられていた。しかし、京都議定書の後に合意されたパリ協定は、各国が自主的に削減目標を設定するため、①は取引対象となる排出枠として機能しない。そのため、実質的には効力を持つのは②のみとなる。②ベースライン&クレジット方式では、温室効果ガス排出量の削減事業が実施された場合、従来の排出量（ベースライン）と比べて、削減された分（クレジット）を取引することができる（図表 2）。これをどのような形でパリ協定に引き継ぐのかが COP25 の争点の一つとなっている。

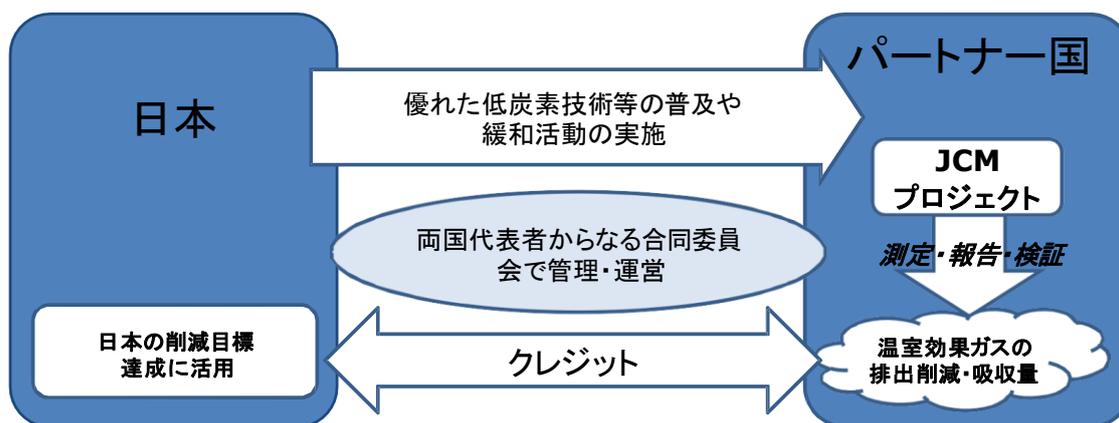
図表 2 ベースライン&クレジット方式



(注) 図表にあるクレジット化可能分は、ベースライン&クレジット方式にて他国に売却可能。
(出所) 大和総研作成

日本では、2013年からJCM（Joint Crediting Mechanism：二国間クレジット制度）という独自の制度を設けており、二国間で削減分をトレードできる仕組みづくりに注力してきた（図表3）。2019年6月時点で、モンゴルやバングラデシュなど17カ国と署名を交わしており²、これらの国の削減分を日本にも計上できるようになっている。

図表3 JCMの概要



（出所）炭素市場エクスプレス「二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))の最新動向」(2019年8月19日)

合意される第6条に関する内容がJCMを適用できる内容でなければ、パリ協定においてJCMの枠組みを適用することはできず、国内の温室効果ガス排出削減量のみが計上されることになる。

3. 国内企業への影響

パリ協定第6条の市場メカニズムが、日本が進めているJCMと同様のスキームを含む場合、国内企業にとってはESG情報開示³、特に環境面でメリットが生じると考えられる。

現在、企業の環境に関する情報開示は、自社の事業活動の範囲、またはサプライチェーン上における温室効果ガスの排出削減量が主である。しかし、第6条が正式にパリ協定の実施指針として合意された場合、従来の計算範囲に加えて、他国で行った排出削減事業のクレジット（削減量）を自社の削減量として計上・開示できる可能性がある（図表4）。

京都議定書の議長国を務めてきたこともあり、日本は温室効果ガス排出量の削減に注力してきた。多量の温室効果ガスを排出する企業に対する排出量の報告の義務付け⁴、建築物を対象と

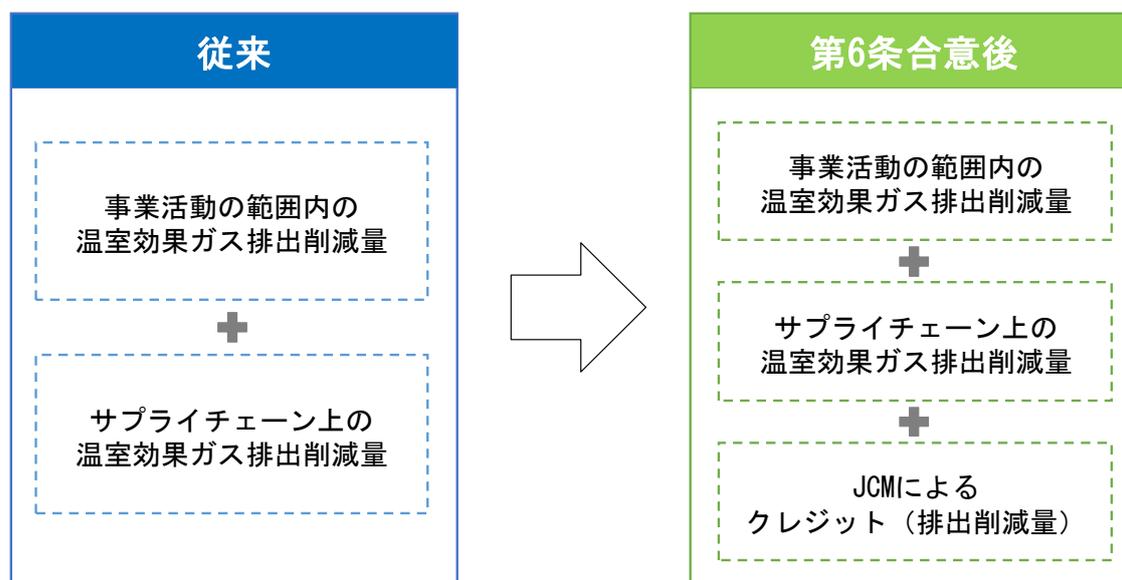
² 地球環境センター「[二国間クレジット制度（JCM）とは JCM 署名国及び国別の実施状況](#)」（ウェブサイト）

³ E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）の観点で、企業・団体がその取り組みについて情報開示を行うこと。

⁴ 例えば、地球温暖化対策の推進に関する法律。

した省エネルギー性能の開示⁵などの実施に伴い、国内企業も排出量の削減に取り組んできた。そのため、日本における温室効果ガスの排出削減の余地はもはや少ないという声も上がっており、国内企業にとって市場メカニズムは意義のある仕組みであると考えられる。

図表4 第6条合意後に考えられる企業の温室効果ガス排出削減量の計上・開示範囲



(出所) 大和総研作成

他方、ESG投資が普及してきたことにより、投資家が企業の温室効果ガス排出削減量を投資判断の考慮要素の一つにする動きが強まっている。削減量のみを用いて投資対象を選定するとは考えづらいが、開示の内容に変化が生じれば投資判断になにかしらの影響を与えうる。実際、世界でも有数の年金基金である GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）は、ESG投資に関する株式指数をいくつか採用し、その指数に基づいて運用している。このような ESG の株式指数の構成ウェイトは、企業が公開する ESG 情報をデータソースとして企業を格付する ESG 格付⁶によって決められることが多い。そのため、国内企業において JCM のクレジットを削減量として計上し、それを開示することは ESG 格付の向上につながる可能性がある。

第6条の市場メカニズムに関する合意内容次第ではあるが、排出削減余地が少ないであろう国内企業にとって、他国で行った排出削減事業の削減量を計上できることになれば歓迎されるだろう。そして、ESG情報の開示がより実態を示すものになるという意味で、その方向で合意されることが望まれよう。

⁵ 例えば、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律。

⁶ 企業が公開する情報に加えて、独自のアンケート調査をもとに ESG 格付を行う場合もある。

おわりに

現在 COP25 で議論されているパリ協定の実施指針、特に第 6 条の市場メカニズムは、日本がこれまで注力してきた分野であり、すでに JCM という制度も構築されている。この適用が合意された場合、日本全体の削減目標の達成に寄与するだけでなく、企業の ESG 情報開示の面でも優位さを得ることができる可能性があるだろう。

また、第 6 条が COP24 で合意に至らなかった論点として、二重計上の問題がある。温室効果ガス排出量の削減を支援した側がクレジットを得るのは当然として、支援された側にもクレジットが得られるべきだと主張する国があり、意見が分かれている。日本の立場は、二重計上を防止した上で市場メカニズムを運用すべきということであり、EU も同様の主張をしている⁷。

ただ、国家間の交渉ごとであるため、必ずしも日本の主張通りに合意されるとは限らない。現時点で COP25 は開催中であり、第 6 条に関する合意が、日本が進めてきた JCM と整合的になるかは不透明である。日本全体及び国内企業へ与える具体的な影響を見極める上で、COP25 で合意される市場メカニズムの設計に注目したい。

⁷ European Commission [“COP25 climate change conference – Questions and Answers”](#) (December 2019)